

## 鳥取県がん教育推進協議会運営要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県がん教育推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (所掌事務)

第2条 本協議会は、国事業「がん教育総合支援事業」委託要項 4 委託事業の実施方法 に記載されている、がん教育に関する計画の協議や取組の成果等について検証するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) がん教育推進事業の計画、実施及び成果に関すること
- (2) 前号のほか生活習慣に関連した健康教育の推進に関する事項

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから鳥取県教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) P T A団体の代表者
- (4) 学校の教職員
- (5) 関係行政機関の職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては鳥取県教育委員会教育長）が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (雑則)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局体育保健課において行う。

附 則 この要綱は、平成29年6月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年6月14日から施行する。